

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.121

2004.9.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(10月のタイ祝祭日のお知らせ) 23日、25日は祝祭日です。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを9月25日付けで更新しました。今回は、異動にともなう事務所人員及びニュース(英語版及び日本語版) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN-updated.htm>、を更新しました。ご高覧ください。

(次回更新準備についてのお知らせ)

10月下旬より出張のため、次回更新が11月1日頃を予定しております。大変申し訳ありませんが、ご容赦下さい。

(知的財産同窓会 (I P A A) の最近の活動及び予定)

9月13日、14日に日本特許庁主催で研修のフォローアップセミナーとして中小企業における知的財産戦略と題し日本発明協会及びタイ知的財産同窓会がバンコクランドマークホテルにてセミナーを開催しました。参加者約170名の大規模セミナーとなりました。また、9月16日にバンコクから東へ150キロのイースタンシーボード工業団地にてセミナーを開催。10月には、サハユニオン工業団地とゲイトウェイ工業団地にてセミナーを開催します。さらに、発明協会セミナーの際に、商標についてのセミナーを開催してほしいという希望が多数あった

ため3回に分けて、別途セミナーを行うことを決定致しました。

～編集者より～

以前、「発明通信」(2004年7月1日号)にて、日本知的財産協会がタイ政府へ要請していたことをレポートした。その甲斐あって、部分意匠制度がタイ政府内部にて実行されそうな状況である。9月10日に日本知的財産協会の小山意匠委員長からタイ政府意匠審査官全員に向けて部分意匠実務についての説明指導を行った。この席上、ウッサニー意匠審査官主席は、「既にタイ政府は部分意匠を導入することを決定した。」と発言し、「部分意匠についての実務を日本政府からの専門家及び研修の提供をお願いしたい。」との発言がなされた。これでいよいよ我々が主張し続けていた要請が実現する運びとなった。日本企業は部分意匠制度を大いに活用し、不正商品対策の切り札としたいものである。詳しい発表は恐らく後日となるだろうが、我々関係者は大いに期待したい。

もう一つの話題を提供したい。9月13日と14日に日本特許庁主催、タイ知的財産同窓会共催、日本発明協会が中小企業向けのセミナーを実施した。対象は、タイの中小企業事業者である。応募者が240名を超えたため登録を打ち切ったが、実際の参加者数でも170名を超えた。このセミナーで知的財産の資産評価についての講演もあったため、多くの聴衆を呼んだものと思われる。我々事務局は、折角多くのタイ企業が集まるのであるから、この好機をとらえて知的財産同窓会の了承の下で、調査を同時に実施した。調査課題は、「発明報奨金制度の実態」である。

前もって説明しておかなければならないが、タイ特許法第11条及び第12条に規定されている。以下、抜粋する。

「第11条 雇用契約又は発明を創出することを目的とした雇用契約に基づき被雇用者が行った発明の出願する権利は、雇用契約に別段の定めがある場合を除き雇用主に属する。

第1項については、雇用契約に基づいた被雇用者であることにより使用できた、あるいは知りえた方法、統計あるいは報告書を使用して発明をした被雇用者に対しても準用される。

第12条 第11条第1項において被雇用者の発明を奨励し又被雇用者に対し公平を期するため、雇用主がその発明により利益を受けるか又はその発明を使用する場合、被雇用者は通常の給与に加え特別の報酬を受ける権利を有する。

第11条第2項により発明を行った被雇用者は雇用主から特別報酬を受ける権利を有する。特別報酬を受ける権利は雇用契約から削除することはできない。

第1項又は第2項に基づく出願は省令に定める規則と手続きにより局長に提出する。局長は、

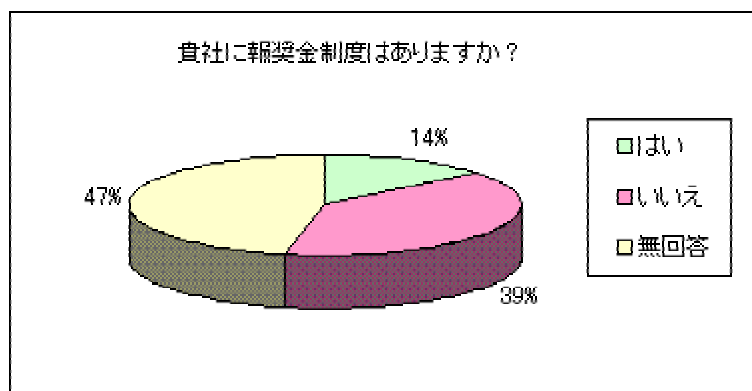
発明の重要性、雇用者が発明により受けた又は受けるであろう利益、被雇用者に対する給与を考慮に入れて適当と思われる特別報酬、並びに省令による条件を定める権限を有する。」

我々の想定は、このような法規則（省令の方は、会員限定情報ですので登録がないと見られませんが）があるが、実態はそれほど運用されていないのではと想定して、大雑把なアンケート調査となった。以下、結果を公表する。

発明報奨金についての調査

質問1 貴社に報奨金制度はありますか？

	はい	いいえ	無回答
質問1	15	42	50



質問2 「はい」の場合、どのような報奨金制度ですか？

(1)一括払い(発明をした時点で、企業へ一定の額(一時金)で譲渡する)

a 千～1万バーツ b 1万～5万バーツ c 5万～10万バーツ d 10万バーツ以上

(2)特許出願手続毎に発明者に一時金が支払われる(出願時に XX バーツ、登録時に XX バーツ)

例えば出願時に支払われる額はいくらでしょうか。

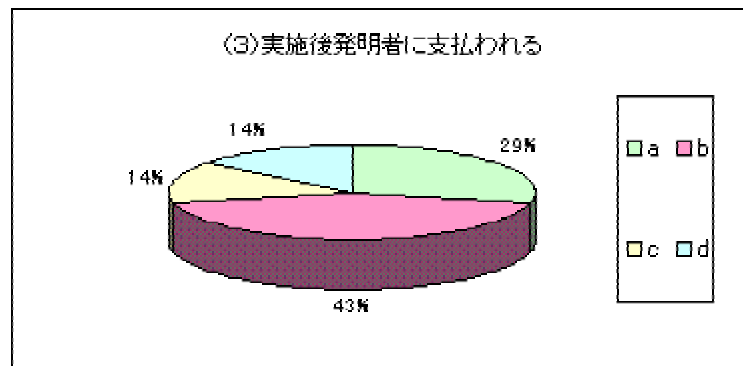
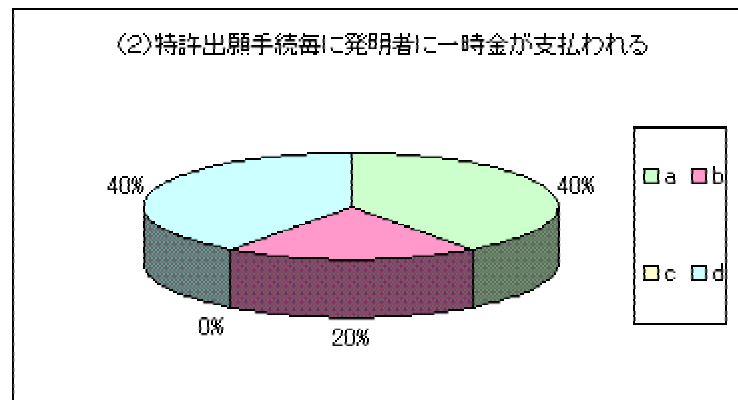
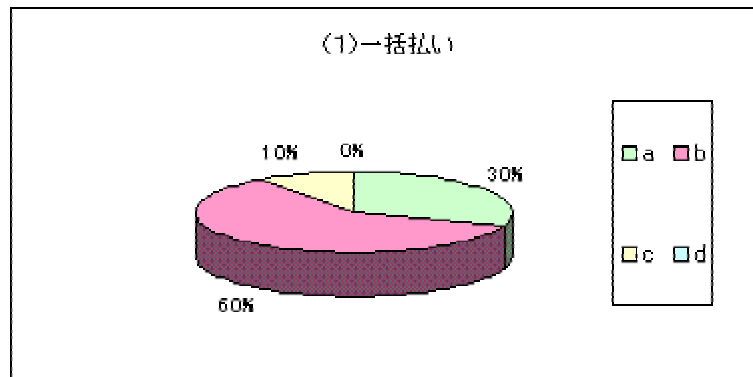
a 千バーツ未満 b 千～5千バーツ c 5千～1万バーツ d 1万バーツ以上

(3)実施後発明者に支払われる(出願手続きは企業で進行させ、実施化後にその実施料として発明者に対し支払われる …例えば売上高の XX%)

例えば実施料として支払われる額はいくらでしょうか。

a 3%以下 b 3～5% c 5～9% d 10%以上

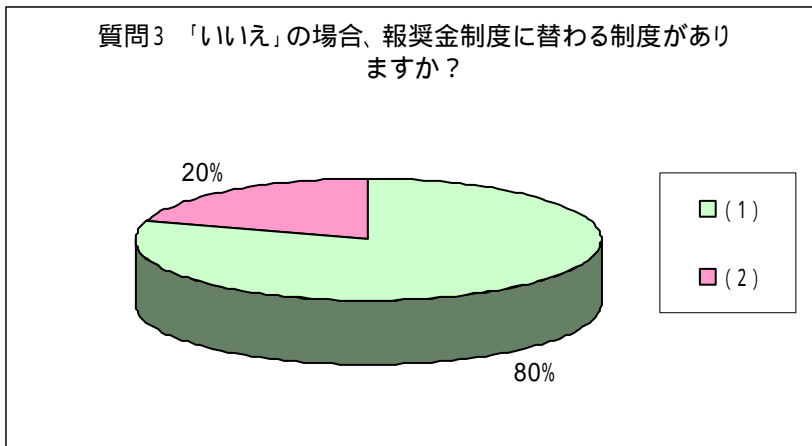
質問2	a	b	c	d	無回答
(1)	3	6	1	0	97
(2)	2	1	0	2	102
(3)	4	6	2	2	93



質問3 「いいえ」の場合、報奨金制度に替わる制度がありますか？

- (1) 昇進制度や昇給制度で支払われる
- (2) 全くない(従業員の発明については昇給も昇進も行われない)

	(1)	(2)	無回答
質問3 「いいえ」の場合、報奨金制度に替わる制度がありますか？	36	9	62



以上、色々な考察が出来ると思うが、さらなる分析は躊躇している。なぜなら、質問をしっかり理解しての回答だとも思えないからである。しかしながら、私が想定していた割合よりはるかに報奨金制度が普及実施されているらしいということが分かったのは大きな驚きである。日本企業の日系企業への知的財産管理運用の参考となる筈なので、敢えて公開してみた。相場感が分かれば幸甚である。なお、この調査母集団についての情報は

応募者内訳

	内訳	参加人数	アンケート回答人数
1	タイ企業（主に中小企業）	102	45
2	政府機関（商務省知的財産局を除く）	33	10
3	商務省知的財産局	17	10
4	中小企業銀行	25	11
5	法律事務所	19	8

6	その他	65	21
	合計	261	105

なんと、アンケート回収率は 40.2%で、私の経験値の予想調査回答率をはるかに上回った。

今後、このような調査を東南アジア全域でセミナーを利用して行ってみてはどうだろうか。また、日系企業集団にもこのような調査（不正商品だけに的を絞るだけでなく、知的財産管理という大きな視野で）を実施してみても如何なものか。今回の結果を眺めてみて、東南アジアの先進国はそういう段階に入ってきたという実感が湧いてきた。

そう言えば、経済産業省指針（知的財産の取得・管理指針、・営業秘密管理指針、・技術流出防止指針）のフォローアップもまだ全く未着手なのではと思うが。特に技術流出防止指針というのは現地日系企業への最重点施策であるはずなのだが。これもやりっ放しの行政ではと案じているのは私だけではあるまい。

～マレーシアの IT 国家化計画～

マレーシアでは 8 年前、カリフォルニアのシリコンバレーに相当する **Multimedia Super Corridor(MSC)** プロジェクトが開始され、これにより、米国やその他の企業のテクノロジーニーズに応える海外サポートセンターとしての位置付けを確保した。マレーシア政府は現在、アジアの IT 競争において MSC をライバルとは別格にするため、アウトソーシング産業によってもたらされる利益を土台にし、マルチメディアコンテンツやモバイルアプリケーションの開発及びバイオテクノロジーの推進する計画である。目標は 2010 年までに世界レベルの企業 250 社と 690 億 RM の収益を確保することで、このうち 41%が輸出によるものとなる。しかし専門家は知的財産に関する環境と法的枠組みが不十分であると警告を発している。**Business Software Alliance** の調査によると、マレーシアの違法ソフトウェアの使用率は 68%で、アジア太平洋地域の 55%、北アメリカの 24%、東欧の 71%に比べ高い数字となっている。MSC では発足時から特許 151 件、意匠 41 件、商標 188 件が生まれたということである。

（2004 年 9 月 6 日、シンガポールストレイトタイムズ）

～タイ日 FTA 行き詰まりの様相～

タイ日 FTA 交渉は、タイ側が日本の自動車、自動車部品、金属について市場開放を渋っており、このタイ側の態度に、日本政府が不満を示したため行き詰まりの様相を見せている。タイ側交渉チームのトップを務める外務省の **Pisan Manawapat** 副事務次官によると、日本側は、FTA 交渉の進展を望むなら、日本側が重要視する上記の市場開放に向けたより一層のタイ側の努力

を求めるとタイ側に伝えたと言っている。一方タイ側が求める砂糖、米、鶏肉、タピオカ、靴に対して日本はタイ側に消極的な提案を望んでいるとのことである。日本側の言い分として「タイ政府は日本の農家にタイ農産物を市場開放することの利益を明確に説明しなければならない。」と要求していると言う。タイ日 FTA はこれまで 3 回に渡り交渉が行われ、次回交渉は 9 月 13 日から 15 日に予定されている。日本は農産物市場を開放することに慎重であるが、タイは農産物分野についての合意なくして FTA 交渉の進展はあり得ないと主張して来た。National Institute of Development Administration の経済学者である Wisarn Pupphavesa 氏は、タイが FTA により得る利益は日本より多いと指摘する。FTA により影響を受けるタイの産業は輸送設備、鉱業、鉄、及び化学である。一方、加工食品、穀物、食肉の生産者は FTA により利益を得ることになる。もしタイが日本との FTA から本当に利益を得たければ、シンガポールに提案したのと同様に、農水産業分野の市場開放を求める必要があると Wisarn Pupphavesa 氏は語る。また、日本は対オーストラリア FTA と同等に労働市場も開放すべきであると同氏は述べている。日本の経済産業調査会のカワサキ ケンイチ氏もやはり、FTA により得る利益は日本よりタイのほうが多いと述べている。カワサキ氏は FTA が完全に実施されれば、タイの GDP は 20% 成長するが、日本の GDP の伸びは 0.2% 程度だと推測している。

(2004 年 9 月 3 日、タイネーション)

～タイ米 FTA について法律機関が警告～

Thailand Development Research Institute(TDRI)のサーチディレクターである Somkiat Thankitvanich 氏は FTA の中心議題は著作権であると述べている。これは米国が著作権保護の促進を狙っているため、タイが米国との FTA 締結において得られる利益は非常に少ないと同氏は語っている。著作権保護期間を現行の 50 年から 70 年に延長することが求められており、これによりタイは多大な犠牲を払うことになると同氏は主張する。タイ米 FTA では動植物を含む全ての発明に特許権保護が適応拡大され、登録手続き遅延による遅れの期間を権利期間の延長に加える見込みである。FTA WATCH 委員会のメンバー Dr. Jade Donovanik は、知的所有権はタイ米 FTA の中の隠れた危険な議題であると指摘する。米国は、TRIPS 協定の最低水準を超える知的所有権保護のよりハイレベルな保護を目的としている。この戦略により米国は、結果的に多国間貿易交渉の中で米国の要求する枠組みを確立することになる。知的財産に関する問題は、二国間で交渉すべきであり、加えて交渉内容は透明でなければならないと前出の FTA WATCH 委員会のメンバーは語っている。タマサート大学講師 Paiboon Amonpinyokeat 氏は、FTA によりソフトウェア開発が妨害されると指摘する。これはリバース・エンジニアリングやアルゴリズム研究が侵害行為と見なされるためである。同氏は、米国は発展途上国のソフトウェア開発を効果的に阻止できると指摘する。また、公正な目的でのオンライン使用も制限され、結果として教育向け又は図書館によるインターネットやコンピュータ操作も不可能になる。ス

コータイタマティラート公開大学ロースクールの Dr. Jakkrit Kuanpoth 氏は、米国との二国間協定を締結した国々は他の国に比べ、米国市場により近づく代わりに、知的財産権についてより厳しい社会体制を求められると述べている。タイ米 FTA の条項には、植物品種及びテストデータやそれに関わる未公開情報の保護、視覚的に知覚できない商標の保護、デジタル技術に対する著作権保護、エンフォースメントについての効果的改善等の知的所有権保護強化が含まれているとのことである。

(2004 年 9 月 8 日、バンコクポスト)

～タイ各地で見られるパパイアの輪紋病 (ring spot) ウィルスの遺伝子を米機関が特許登録したとの情報～

アメリカの研究機関 Cornell Research Foundation が、タイ各地に広まっているパパイアの輪紋病ウィルスの DNA 構造及び輪紋病を予防してパパイアを栽培する技術の特許登録したと、昨日環境団体グリーンピースの幹部が発表した。Cornell Research Foundation はタイの農務省と共に遺伝子組み換えパパイアについて研究活動を行っているとのことである。グリーンピースは、タイの農家と研究者は特許化された技術を用いて遺伝子及び品種の開発を行う際には権利使用料を支払わなければならないことを知るべきだと述べている。この特許はアメリカの特許商標局 (USPTO) が 6 月中旬に登録を認めたもので、Cornell 大学の機関である Cornell Research Foundation は、タイ、ブラジル、ジャマイカ、メキシコ、ベネズエラで見られる別のパパイアの病気を構成する蛋白質に関する発見について特許を 2 件出願しているということである。グリーンピースの幹部によると、輪紋病の特許を出願したのは Cornell Research Foundation の Denis Gonzales という研究者で、Denis Gonzales 氏の業績は病気の遺伝子構造を 10 年前に農務省の研究者から手に入れた輪紋病ウィルスのサンプルを頼りに解読したものであった。前出のグリーンピースの幹部はパパイア関連の特許は少なくとも 14 件登録されており、アメリカとカナダではパパイア農家が多数特許侵害で提訴されているとし、タイの農家もこれから困難に直面するだろうと警告を促している。農務省の関係者は昨日、農務省と Cornell Research Foundation の協力関係については認めたが、タイの遺伝子組み換えパパイアに関する特許が登録されたという情報は疑わしいと述べた。この関係者は、タイ側は Cornell Research Foundation の遺伝子組み換え技術と資金を必要としているとし、合意の上では、タイ農家には研究成果から無料で利益を得る権利があることになっていると述べている。

(2004 年 9 月 8 日、バンコクポスト)

～タイ農務大臣がアメリカの研究機関によるパパイアの輪紋病の遺伝子特許登録についてコメント～

Somsak Thepsuthin 農務大臣は昨日、グリーンピースがアメリカの Cornell 大学がタイの研究

者との共同研究を基に、パパイヤの病気の遺伝子を特許登録したと主張したことについて、Cornell 大学は大学のパパイヤ種間の遺伝子伝達技術を保護するために特許出願を行ったものと発言した。これは Cornell 大学が発見した技術であり、タイとは無関係であると同大臣は語っている。同大臣によれば Cornell 大学とタイの研究者の間の共同研究について覚書案が起草されたとし、この覚書はタイのパパイアの遺伝子について、及びパパイヤの輪紋病ウィルスに関する共同研究による発見についてのタイの権利保護を目的としたものだということである。この覚書案は協議のため Attorney's General Office へ送られたとし、数日の間には手元に戻ってくるだろうと同大臣は語っている。

(2004年9月9日、タイネーション)

～タイ米 FTA 交渉から医療品を除外するよう公聴会にてタイ政府へ要求～

昨日開かれた公聴会において、米国と交渉中の FTA から医薬品、地元原産の植物、伝統薬に関する知的所有権を除外するよう、タイ政府に求められた。これらが FTA に含まれれば、タイの健康医療制度に不利な事態になると懸念されている。この公聴会は来月行われる米国との政府間交渉に先駆けて、昨日 National Economic and Social Advisory Council により開催された。この公聴会では、医薬品や医療制度についての知的所有権が対米 FTA に盛り込まれれば、一部の医薬品の入手が困難になると結論付けた。既存の医薬品の特許期間が延長され、安価なジェネリック薬品が製造できなくなることで、医薬品の価格は高騰するだろうと同委員会 WG の Dr. Prapote Petrakarn は予測している。健康問題の活動家 NimitrThienudom 氏によれば、タイで使用されている医薬品の約 90% が安価なジェネリック薬品だということである。タイ米 FTA 交渉では、先に WTO により認められている強制実施権で、HIV/Aids の治療に使われる抗レトロウィルス薬や Sars や鳥インフルエンザの強制実施権行使を実施不可能とする要求が盛り込まれると薬品専門家が語っている。今回の公聴会ではこの他に、米国が要求しているハーブの治療薬及び伝統薬に対する保護強化を拒絶することも要求された。

(2004年9月10日、タイネーション)

～タイの国家人権委員会とエイズ患者支援グループが特許法改正を要請～

国家人権委員会とエイズ患者支援グループはタイ政府に対し、HIV 感染者やエイズ患者がより確実に抗レトロウィルス薬を入手できるようにするために、迅速な特許法改正又は新たな告示の発行を要請した。前述の 2 団体は 2003 年 8 月 30 日に採択された TRIPS と公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、タイ特許法を改正すべきであるとしている。2001 年 11 月のドーハ閣僚会議で WTO は各国政府に対し、TRIPS 協定の下、強制実施権と並行輸入により特許権を超えた権利を認めている。ドーハ宣言では、自国で薬の生産ができない国の強制許諾権の効果的利用が最後の障害として指摘されていた。ドーハ会議では、TRIPS 協定下の輸入制限を撤廃す

ることで、各国が強制実施権を使用し、特許登録された薬のジェネリック版を生産して「適格な輸入国」に対しその薬を輸出できるようにすることに合意した。前述の 2 団体は特許法第 51 条の改正を提案している。これが成功すれば、エイズ、癌、心臓病の治療に必要なジェネリック薬品の輸入、地元で製造した薬の近隣諸国への輸出が可能となる。タイには HIV 感染者、エイズ患者が 100 万人ほどいると見られ、10 万人が患者に区分されている。このうち抗レトロウイルス薬を入手できるのはわずか 5%に過ぎない。

(2004 年 9 月 13 日、バンコクポスト)

「参考：タイ特許法

第 51 条 公共の消費サービスを実行するため、あるいは国防に重要なもの、あるいは天然資源、環境の獲得及び保全のため、あるいは食品の欠乏を緩和あるいは避けるために、あるいは他の公共目的のために消費、使用するため、省、政府各局はそれ独自で、あるいは他者を介して第 36 条に基づきいかなる特許も実施できるものとする。この実施をする際、政府省、局は特許権者あるいは第 48 条第 2 項に基づく実施権者に対し実施料を支払わなければならない、また特許権者に対し遅滞なく書面で通知しなければならない。これは第 46 条及び 47 条及び 47 条の 2 の条項には適用しないものとする。

この場合、実施料及び実施の条件を局長に申請しなければならない。実施を希望する省、庁、局と特許権者又は実施権者間の合意に基づき実施料を定め、さらに第 50 条が準用されなければならない。」(弊所ホームページより)

～フィリピンで正規品ビデオを値下げ～

地元のビデオ販売会社は蔓延する海賊版商品に対抗し、ビデオの小売価格とレンタル料を値下げすることを決断した。生き残りのため、販売店では VCD のレンタル料を 15 ペソ、DVD のレンタル料を 30 ペソという低価格にすることを決定した。VCD の小売価格は 95 ペソから、DVD の小売価格は 395～700 ペソに設定される。一方海賊版 VCD や DVD は 25～70 ペソで販売され、レンタル価格は 5 ペソ程度である。フィリピンの法律では、政府のライセンスなしにオプティカル・メディア・アイテムを輸入、輸出、製造又は販売した場合には 3～5 年間の懲役 (jailed) 及び 150 万ペソ以下の罰金が科される。海賊版商品の小売店には 90 日以下の禁固 (imprisonment) 及び 2 万 5,000 ペソ以上 5 万ペソ以下の罰金が科される。Optical Media Board(OMB)では、年間 2,500 万ペソという限られた予算や、首都以外には事務所がないことから、海賊版商品蔓延を抑制するのは難しいと述べている。米国の Intellectual Property Alliance ではフィリピン国内のオーディオ・ビデオ商品の模倣品により、米国企業は年間少なくとも 3,000 万ドルを損失していると推測している。

(2004 年 8 月 24 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～ 中国政府が知的所有権侵害行為に対し 1 年間のキャンペーンを実施～

中国政府は、国内に蔓延する知的所有権侵害行為に対するエンフォースメントの強化及び罰則の厳格化を目指した 1 年間のキャンペーンを広域で開始すると発表した。中国の著作権侵害及び模倣品に対し外国の企業と政府は不満を募らせている。アメリカ通商代表の Robert Zoellick 氏は 4 月に発表された年次報告書で、関連法のエンフォースメントが「著しく不適當」であるとし、中国の知的所有権保護政策を批判している。アメリカは、中国国内で年間 190 億ドルから 240 億ドル程度の模倣品が出回っていると推測している。Zhang Zhigang 商務省副大臣によれば、中国の知的所有権保護団体が、現行刑法の知的所有権侵害に関する部分について司法解釈の定義づけを行い、侵害行為の最低基準を下げる予定だということである。政府機関の協力は現在不十分であるので、今後著作権侵害者をターゲットとした、エンフォースメント機関、警察及び裁判所による対話が求められる。外国企業と関係省庁のコミュニケーションと連携は既に確立されている。

(2004 年 9 月 7 日、タイネーション)

～ インドで日用品の偽造パッケージ印刷所の搜索を実施～

インドでは、シャンプー、棒状石鹼、解熱剤などの模倣品が出回り、中には命を落とす危険があるものも含まれると警告されている。先週の土曜日、デリー警察は日用品有名ブランドのパッケージを偽造していた印刷所を逮捕した。インド商工会議所連盟 (Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry、FICCI) によると、当局は高性能印刷及びホログラム機器、3,000 万ルピー相当を押収したということである。また、有名ブランドの石鹼、合成洗剤、タルカムパウダー、口紅、スキンクリーム、電気製品の包装に使用される段ボール箱、小袋、その他の材料も今回の搜索で押収された。薬も例外ではなく、インドの多国籍製薬会社が製造した錠剤が発見されたが、これは偽物でタルカムパウダーから作られていたということである。今回の搜索は FICCI のブランド保護委員会 (Brand Protection Committee) が計画し、今回搜索を受けた印刷所 (インドの多国籍製薬会社) が年間 30 億ルピーの売上げを上げていたパッケージの偽造に歯止めをかけようと実施されたものである。FICCI のブランド保護委員会には、Colgate-Palmolive、Coke、Pepsi、Gillette など世界の大企業が参加している。FICCI 側は、模倣品を保護し、価値を与えているのはパッケージであるとし、当局はまず印刷所の搜索を行う考えであると述べている。実際偽造パッケージの品質は驚くべきものであったということである。Procter & Gamble のあるディレクターは、今回の搜索で押収された模倣品は完璧にコピーされており、オリジナル商品との見分けが付かないとコメントしている。同ディレクターによれば、犯行グループは市場に出回っている新商品のホログラムやバーコードを、1～2 週間でコピーしてしまうということである。デリーには印刷所が多数あり、インド国内に

出回っている模倣品のパッケージの4分の3はここで製造されているとFICCIでは分析している。偽造パッケージの次は模倣品の取締りが実施される予定である。模倣品は正規品よりもかなり安く販売されており、例えば Calvin Klein のズボンは正規品が 1,000 ルピーであるのに対し、模倣品は 300 ルピー程度である。FICCI では、模倣品により日用品産業では年間 250 億ルピーの損失があり、政府は 90 億ルピー税収入を失っていると推測している。
(2004 年 8 月 21 日、シンガポールストレイトタイムズ)